

知る権利・知らせる義務

片岡 純治

かつて、「話せばわかる」という名言を残して凶弾に倒れた首相がいる。ついこの間も、アメリカの大統領候補になるかもしれないウォレス氏が、「握手を求めた青年から拳銃の乱射を浴びて重傷を負った。『話せばわかる』ことも、握手の求めに応じようとしたこと、人と人との交流の場を求める心情だが、拒まれて生命の災厄にあったのである。

知ることも知らせることも自分の手で断ち切るような相手が悪かったのだ。知るこ

と、知らせること、その権利と義務を放棄するとき、人間社会に何が起るか、この事実があざやかに物語っている。

ヨーロッパの古い都市の中心部には、決まったように由緒ある寺院がある。その寺院前の広場が市民の話し合いの場になっている。北部イタリアのミラノ市もその例にもれない。

その夜、そこを通りかかったのは九時ごろであった。五十人ほどの男女が集まって口ぐちに何かわめき合っている。レストラ

ンの予約の時間が迫っていたので、それを横目でみながら通りすぎたが、食事を終わって再びもどってきたときには、一五〇人にもふえていた。異常な雰囲気かムンムンする。

あす決行、と予定されている交通機関のゼネストの是非が論じられていたのだ。流行のメッカにふさわしく、ミニの少女が足をかけて口早やに賛成論をぶつかと思えば白髪のおしゃれな紳士が腕を振り振り反対を叫ぶといったありさま。こんな風景がこちらのグループ、こちらのグループにみられる。日本にはない風景であった。

だが、あちらでは、選挙にも議会にも行政にも、これが深いかかり合いがあるのだ。議員は、こうした動きを敏感にとらえなければ、次の選挙で当選はおぼつかないし、行政官が関心を示さなければ、判断の資料を失うことになるからだ。住民の中から「知る」ことによって、知らせる義務を果たすことが長い習慣になっているのである。そこには根深い自治の精神が脈打っているといってもよい。

ヨーロッパの国々を訪れる目的の一つに、公害対策をどのように行なっているかという課題を加えていた。わたしの問いに対して、どこの国でも「法律で規制している」との答えが、げんげんな表情とともに返ってきた。だが、げんげんなのは、こちらのほうである。企業、住民、行政の三者が納得して守られる法律の制定が、こと公害に関してはむずかしいと考えていたからである。

しかし、いろいろの実験をし、その結果を直ちに発表していった政府の態度を聞いて、なるほどと合点がいった。これでは人体に危険、この程度なら動物実験では安全だが人体にはなお疑問、ここまで規制すれば乳幼児でも大丈夫、といったように。だから、議会に上程されたときも「実験の方法・結果に誤りはないか」程度の質問で、満場一致可決されたのだという。知らせる義務を果たすことで、知る権利をリードした例といえよう。

〈写真〉昨年9月、区長選挙選挙案が審議されたときの傍聴席。



かたおか・じゅんじ
 社団法人日本広報
 協会主幹兼 調査研
 究部長

第一回臨時会 5/20 ↓ 24



学校工事契約など十八件可決 議会役員も一斉改選

第一回臨時会は、5月20日から24日まで、会期五日間で開かれた。

20日の本会議には、区長から区税条例改正の専決処分報告一件と小中学校増改築工事請負契約議案十六件が提案された。これらは委員会審議を経て、24日、全会一致で可決された。

また、24日には、全議員の提案で区議会委員会条例を改正したあと、これに基づき常任委員会委員を選任した。同時に、議長、副議長、議員選出監査委員を恒例により改選し、あらためて設置しなおした特別委員会の委員をそれぞれ選任した(各委員会構成は三ページ参照)。

このほか、要望書二件を提出した旨報告があり、委員会構成が変わるため、審査の終わった請願・陳情を議決した。
●区税条例改正の専決処分報告
おもな改正点は、①障害者・老人・寡婦・未成年者の非課税範囲を、所得

三十五万円から三十八万円にアップ、
②軽自動車税免除の申告制度の新設など。昭和四十七年度分から適用。

●小中学校校舎増改築工事請負契約 十六件

旭小	六一四・五万円	儘田組
池之上小	七九〇万円	協栄組
代田小	六九一・五万円	林工業
桜小	四七一・三万円	島田工務店
桜丘小	五六五・八万円	森野建設工業
上北沢小	四四四・〇万円	大誠工業
弦巻小一億	一七二・〇万円	協栄組
玉川小	八二七・六万円	門脇建設
尾山台小	七六八・〇万円	小原建設
東大原小	七一八・五万円	横山建設
山崎小	五八〇・〇万円	折原工務店
烏山中	三〇二・〇万円	杉山建設
尾山台中	八二二・八万円	小野建設
駒沢中	八三七・四万円	遠藤建設
千歳中	九六一・九万円	門脇建設
松沢中	八九五・七万円	東波建設



排気ガスに身をさらし、みどりのおぼさんの勤務は緊張の連続。

意見書 要望書

重度心身障害者福祉に関する
要望書

最近の経済情勢の変化は、恵まれない人たちに大きな生活不安を与えている。とりわけ、重度心身障害者にあつては、生活条件の保障が強く望まれる。

これらの人たちの生活不安を解消するため、国(都)は、社会福祉の充実という立場から、福祉手当などの支給を実現するよう強く要望する。
5月24日提出

委員会では、理事者から各校ごとの立休図と日照図が示され、いずれも日照などの問題がないと説明された。委員からは、財源問題、工期の短縮、手抜き工事の防止、緑の保存、プレハブ校舎や工事資材の置き場所に注意することなどに意見、要望があつた。この工事が完成すると、池之上小など六校の校舎が総鉄筋化される。なお、完成予定は47年12月、48年2月。

●区議会委員会条例改正
●区民厚生委員会を、区民委員会、厚生委員会に分ける。これで常任委員会数は五となった。
●監査委員選任同意
大 千代子(自民) 谷口善志(社会)
●議長、副議長選挙

議長・副議長紹介



議長 亀井重光(自民) 五十八歳
副議長 内山武次(自民)
●報告 二件
重度心身障害者福祉に関する要望書
学童擁護員の特殊勤務手当支給並びに増員に関する要望書

議員の所属会派異動

志茂京子議員が社会党区議団を離れて無所属となった(5月10日届出)。これにより、区議会の会派構成は次のとおりとなっている。

29	民 会 産 明 社	2
10	自 社 共 公 民	2
6	無 所 属	2
5		
3		
計		55

議員の住所・電話番号変更

竹田 茂(社会)
住所 三軒茶屋二丁目二四六
電話 (410)五八四〇

厚生大臣、都知事あて
学童擁護員の特殊勤務手当支給並びに増員に関する要望書
学童擁護員は、排気ガスにさらされ、しかも交通事故が起こりやすい危険な状態の中で、身をもって児童を守っている。それなのにいまだに特殊勤務手当が支給されていない。この人たちの危険度や不健康度を考えた場合、すでに支給されている学校警備員などと同様、手当を支給すべきだ。都は早急に予算措置を行ない、特殊勤務手当を支給するとともに、学童擁護員を一校あたり三名にふやすよう強く要望する。
5月24日提出
都知事、都議会議長あて



設立拡大準備会開かる

「自治権を広げる 世田谷区民の会」

「自治権を広げる世田谷区民の会」の設立拡大準備会が、5月18日、区立商工センターで開かれた。

区の自治権拡充運動は、いままでも議会だけで「区長公選」「事務事業の移管」「財政権の確立」の三本の柱を掲げて進めてきた。それをさらに住民の参加で大きく盛り上げようと、昨年からは住民組織づくりを旨とし、すでに区民有志と議員からなる設立準備会を二回行なっている。今回の集まりは、多くの区民に呼びかけようとの趣旨で、各種の団体にはたらきかけて開かれたもの。この日の会議には、区内の五十九団体、七十人の代表者が出席。世田谷環境衛生協会茅根周助会長と区議会から

迫田参雄自治権拡充実行委員を座長に決めたあと、荒木義一副議長のあいさつ、特別区制調査特別委員会相沢要委員長から経過が説明された。

続いて、議題にはいり、会のつくり方、進め方をめぐって熱心な討議が繰り広げられた。その結果、①結成大会代表準備委員の承認（構成は、団体代表十五名、政党代表五名、区議九名）②会の要綱と今後の活動についてはこの日出された意見をもとに、大会準備委員会が検討していくことを決定した。

新しい委員会構成

5月24日の本会議で、常任委員会五、特別委員会三の新しい顔ぶれが別表のとおり決まった。常任委員の場合は任期を一年と条例で定めているところから、特別委員は常任委員に対応してということで、毎年改選されている。

とくに今回は、改選の前に、委員会活動の実態と将来的な展望をふまえて、委員会の数、所管事項を検討、改編した。この結果、区民厚生常任委員会は区民常任委員会と厚生常任委員会とに

分割し、交通・公害対策特別委員会は交通対策特別委員会に、上下水道促進特別委員会は下水道促進特別委員会となった。

これにより、区民委員会は執行機関側の区民部に、厚生委員会は厚生部にそれぞれ対応し、下水道促進委員会は上下水道を区民委員会にまかせて下水道布設促進に専念、交通公害を除く各種の公害はそれぞれ対応する常任委員会で所管することになる。

●常任委員会

企画総務委員会

- ◎大高定左右(自民)
- ◎内藤 義雄(自民)
- ◎相沢 要(社会)
- 門井 一郎(自民)
- 亀井 重光(自民)
- 須田 守正(自民)
- 平山 八郎(自民)
- 山口 昭(自民)
- 河西 忠三(社会)
- 中田 史郎(共産)
- 大沢 孝明(公明)
- 長谷川七郎(民社)
- 本多シズエ(無所属)

●特別委員会

交通対策委員会

- 金子 静夫(自民)
- 小山 雄央(自民)
- 大 千代子(自民)
- 井上 浩(社会)
- 谷口 善志(社会)
- 門田 昌子(共産)
- 志茂 京子(無所属)

- ◎森田 キミ(社会)
- ◎菅田 昌宏(自民)
- ◎長谷川七郎(民社)
- 荒木 義一(自民)
- 内山 武次(自民)
- 大高定左右(自民)
- 梶山 正二(自民)
- 吉良 孝幸(自民)
- 小山 菊男(自民)
- 奈良 友雄(自民)
- 平山 八郎(自民)
- 山沢 修白(自民)
- 唐沢 敏美(社会)
- 園田 集(社会)
- 谷口 善志(社会)
- 中田 史郎(共産)
- 森 寿(共産)
- 神宮 寿夫(公明)
- 武井 留治(公明)

下水道促進委員会

- ◎須田 守正(自民)
- ◎門田 昌子(共産)
- ◎大沢 孝明(公明)
- 井上嘉一郎(自民)
- 岩城庄太郎(自民)
- 亀井 重光(自民)
- 小島光一朗(自民)
- 小山 雄央(自民)
- 高橋八重子(自民)
- 藤島ナツ子(自民)
- 宮田 玲人(自民)
- 山口 昭(自民)
- 井上 浩(社会)
- 岩根志津子(社会)
- 竹田 茂(社会)
- 石原 芳雄(共産)
- 迫田 参雄(公明)
- 高木 正忠(民社)
- 志茂 京子(無所属)

区民委員会

- ◎山崎 治茂(共産)
- ◎宮田 玲人(自民)
- ◎迫田 参雄(公明)
- 小島光一朗(自民)
- 菅田 昌宏(自民)
- 奈良 友雄(自民)
- 横山 浩(自民)
- 岩根志津子(社会)
- 森田 キミ(社会)
- 石原 芳雄(共産)

建設委員会

- ◎佐藤 正男(社会)
- ◎吉良 孝幸(自民)
- ◎神宮 寿夫(公明)
- 荒木 義一(自民)
- 石井健太郎(自民)
- 内山 武次(自民)
- 小山 菊男(自民)
- 園田 集(社会)
- 田中 陸奥(共産)
- 丸山 孝夫(民社)

文教委員会

- ◎山沢 修白(自民)
- ◎森 寿(共産)
- ◎高木 正忠(民社)
- 岩城庄太郎(自民)
- 梶山 正二(自民)
- 中村 大吉(自民)
- 藤島ナツ子(自民)
- 山科 芳一(自民)
- 唐沢 敏美(社会)
- 竹田 茂(社会)
- 武井 留治(公明)

特別区制調査委員会

- ◎河西 忠三(社会)
- ◎金子 静夫(自民)
- ◎山科 芳一(自民)
- 石井健太郎(自民)
- 石塚 玄(自民)
- 門井 一郎(自民)
- 大 千代子(自民)
- 内藤 義雄(自民)
- 中村 大吉(自民)
- 横山 浩(自民)
- 相沢 要(社会)

◎印Ⅱ委員長
◎印Ⅰ副委員長

請願・陳情

委員会審査を終わった請願・陳情三十件が、5月24日の本会議で議決された。これは、本来、定例会で議決されるのだが、各委員会委員の改選に伴い上程されたものである。

採択、意見付採択されたものは、それぞれ執行機関に送付されたり、議会で処理された。なお、継続審査のものは、三十一件となっている。

■採択 五件

- ◇自然公園設置に関する請願
- ◇第一種住居専用地域指定等に関する請願（労働科学研究所跡地周辺）
- ◇用途地域区変更に関する請願（祖師谷二丁目八・九番）
- ◇区道中級舗装及び側溝改修に関する請願（粕谷三丁目二・三番）
- ◇北沢川改修に伴う校庭拡張についての請願（代沢小学校）

- 一部採択一部意見付採択（以下二一件）
- ◇身体障害者福祉に関する請願
- ◇区内身障者実態調査実施の件II採択
- ◇区内身障者激励大会開催の件II採択
- ◇重度障害者福祉手当支給の件II意見付採択
- ◇一団、都関係機関に対し、強く実現方を要請されたい。

■意見付採択（以下二一件）

- ◇「屋外消火器庫（仮称）設置に関する請願
- ◇一屋外消火器庫設置等、震災対策については、請願の趣旨に沿うよう最善の努力をされたい。
- ◇ふじみ荘使用料並びにバス配車に関する請願
- ◇趣旨に沿うよう努力されたい。
- ◇世田谷区ろう者協会の運営補助及び施設の無料使用に関する請願
- ◇補助金については、慎重に検討し、願意に沿うよう努力されたい。会議室の無料使用については、願意に沿うよう積極的に努力されたい。
- ◇保育園建設等に関する請願（弦巻五丁目地域）
- ◇人全体計画の中で勘案し願意に沿うよう努力されたい。
- ◇第二種総合施設建設に関する請願（九品仏地区）

- ◇第八地区に第二種総合施設を建設するよう願意に沿うよう努力されたい。
- ◇排水溝の有蓋式改修に関する請願（北鳥山三丁目二〇番付近）
- ◇一区の全体計画等をも勘案し願意に沿うよう努力されたい。
- ◇離職功労金の制度化等に関する請願（失対労務者）
- ◇就職支度金支給等に関する請願（失対労務者）
- ◇失対の福利厚生等に関する請願
- ◇（以上三件）請願各項目については、法的に実施困難なものもあるが、特に交通費、離職金については積極的に検討の上、願意に沿うよう努力されたい。
- ◇区道舗装並びに側溝新設についての請願（上祖師谷七丁目一八・二三番）
- ◇区道認定の方向で願意に沿うよう努力されたい。
- ◇小田急線の「改善要求」の実施の促進を要請する請願
- ◇経堂駅に急行・準急停車の件
- ◇一駅の改善などを含め、急行、準急を停車させるよう努力されたい。
- ◇地下鉄化とあかすの踏切解消の件
- ◇各駅に責任者の配置とホームに駅員常時配置の件

私の史跡散歩

等々力溪谷 真井九郎

等々力の地名はどうして生まれたのだろうか。

天文十八年（一五四九）、深沢の鬼呂城の片すみにあった満願寺が、第二世栄心和尚の手でいまの田園都市線等々力駅北の現在地に移された。当時そこは城の出丸にあたっており、土地の人たちはトドロキ満願寺と呼んだ。これが等々力の地名となったという説がある。

また、同駅から南五百ほどはどの地点にある等々力不動の二条の滝の音にも関係があると言われ、多摩川対岸の川崎市等々力は川の流路変更で世田谷から二分されたところだが、住民は轟々という川の音から出た名前と信じている。



川の間側は、樹木の繁った関東ローム層の崖で、無教に生えているシダ類が人里離れた境地に誘う。ただ、濁流となっている谷沢川の水をすこしでもきれいに思う。

この不動尊像を彫ったという「神変大菩薩」をまつたたら穴があり、さらに下ると不動の滝二条がしたり落ちている。都内や近県からこの滝に打たれる行に訪れる人が多い。

近くの溪谷の上を環状八号線の橋がまたぎ、車がスピードでとばしているのと対照的に、古い歴史と新しい世代が背中合わせといった感じだ。

寺の境内の南一帯、等々力不動公園は桜の名所で、本堂わきの「舞台」からの見晴しは景観。

写真は、環状八号線下を流れる等々力溪谷

ともあれ、等々力駅近くのゴルフ橋

- ◇（以上二項）願意に沿うよう努力されたい。
- ◇歩道橋設置に関する請願（環八・目黒通交差点付近）
- ◇適切な場所に設置されるよう努力されたい。
- ◇下水道敷設促進に関する請願（喜多見地域）
- ◇都の下水道計画等も十分配慮し、願意に沿うよう努力されたい。
- ◇下水道代沢幹線促進並びに北沢川支流同時施工に関する請願
- ◇都の下水道布設計画を促進するよう努力されることも、出水個所については、来年度出水明にまであうよう抜本的解決に努力されたい。なお、北沢川支流使用については、不法占拠箇所を排除し、関係住民と十分協議の上善処されたい。
- ◇旧砦跡地利用に関する請願
- ◇排水溝設置に関する請願（鎌田二丁目一・三番）
- ◇用途地域指定替えについての陳情（北鳥山一帯）
- ◇用途地域指定替えに関する請願
- ◇プール及び関係施設建設に関する請願（羽根木公園）
- ◇区道舗装並びに側溝新設についての請願（上祖師谷七丁目一八・二三番）
- ◇側溝改修に関する請願（榎十字路・塚戸小学校前道路）
- ◇（以上七件）願意に沿うよう努力されたい。

■不採択（以下二件）

- ◇仮称「簡易公民館」の開設推進に関する請願
- ◇社会教育法第十一条および第三十九条の趣旨から願意に沿うことができない。
- ◇祖師谷駅周辺道路に小田急バス運行復活に関する請願
- ◇交通安全対策上から、現在の道路事情では願意に沿うことが困難である。

■取下承認 一件

- ◇東宝ボーリング場建築確認取消しに関する請願

編集後記

○住民の知る権利と行政体の対応の仕方について、第一ページで、問いかけてもらいました。筆者は行政広報のオンラインライターとも言える人です。○今回可決された学校校舎の工事請負契約議案は日照問題について周辺住民と合意に達したものはかりです。この時点で取り残されたものが十三校、6月定例会までになんとか解決したいのが区当局の心境でしょうが、今後のなみゆきが注目されます。

○「ひろば」は投書がないためお休み、残念なことです。○6月定例会は、20日前後から開かれる見込みです。傍聴などのお問合せは世田谷区議会事務局(412) 一一一一 内線五九〇・五九八まで。